

審 査 基 準

平成21年 1 月 30日 作成

法 令 名	： 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）
根 拠 条 項	： 第69条第 1 項
処 分 の 概 要	： 特例民法法人の合併の認可
原 権 者	： 埼玉県知事
法 令 の 定 め	： ・ 整備法第69条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項（認可の申請） ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令第 1 条（認可の申請の方法）、第 2 条（認可の申請書の添付書類）
審 査 基 準	： 1 法令及び定款に定められた必要な手続を経ていること。 2 合併をする特例民法法人が合併前旧主務官庁の監督上の命令に違反していないこと。 3 合併契約の内容が一方の当事者にとって著しく不利なものとなっていないこと等合併契約の内容が適切なものであること。 4 合併の効力発生予定日は、公告等法令上必要な手続を行うための期間が確保されているものであること。 5 合併存続特例民法法人における財政的基礎、事業の実施体制等が当該合併存続特例民法法人における事業の適性かつ円滑な実施に重大な支障を生じさせるものでないこと。
標準処理期間	： 25日
申 請 先	： 当該法人を所管する警察本部の課
問い合わせ先	： 警察本部警務部警務課企画第一係（電話048-832-0110）
備 考	： 目的とする事業が複数の都道府県の区域にまたがる警察関係特例民法法人に係る申請については、警察庁において事務を取り扱う。